

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		非常災害時の防ぎよ従事命令
根拠法令及び条項		道路法第68条第2項
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部道路管理課管理係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 (非常災害時における土地の一時使用等) 第六十八条 [略] 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)